

# 生徒会会則

## 第1章 総 則

第1条 この会の名称は市川市立高谷中学校生徒会と称する。

第2条 この会は本校生徒全員を会員とする。

第3条 この会は本校教育目標達成のために全会員の自主的活動によって、学校生活の充実をはかり、本校の発展を目的とする。

第4条 前条の目的を達成するために、次のような活動を行う。

1. 学校生活の秩序の向上、改善、福祉をめざす活動。
2. 学校行事にすすんで協力し、参加する活動。
3. 生徒会行事を計画し、実施する活動。
4. 生徒会組織を理解し、より活発になるよう援助する活動。
5. その他、第3条の目的を達成するために、必要な活動

第5条 この会の活動は顧問教師の指導及び助言のもとで推進する。

## 第2章 会員の権利及び義務

第6条 会員は役員及び委員を選出する権利ならびに立候補する権利を有する。

第7条 会員は各会議を傍聴する権利を有し役員及び委員会は、各会議に出席する義務を負う。

第8条 各会員は各会議の、議事録及び会計帳簿を閲覧する権利を有する。

第9条 会員は、この会の行事、活動に参加する権利を有し、義務を負う。

第10条 会員はこの会で決定された事項を、遂行する義務を負う。

## 第3章 役 員

第11条 この会には次の役員をおく。

会長1名、副会長2名、書記2名、会計2名、会計監査2名。

第12条 役員は、それぞれの候補者の中から全会員の投票により選出する。

第13条 任期は、生徒会役員選挙終了翌日より翌年の任命式当日までとし、再任を妨げない。

第14条 会長は会を代表し、会務を統括する。また、中央委員会を主催し、会議を進行する。副会長は会長を補佐し、会長の事故ある時は、その任務を代行する。

第15条 会長が転校または解任された時は、副会長の中から1名会長に昇格される。方法については第56条の条項に従うものとする。

第16条 書記は各種会議の記録の作成、その他生徒会活動のすべての記録を整理、保管する。

第17条 会計は、この会の会計事務にあたる。

第18条 会計監査は、生徒会予算会計の監査にあたる。

## 第4章 組 織

第19条 この会は会の目的を達成するために次の機関をおく。

1. 生徒総会 2. 本部会 3. 学級代表委員会 4. 中央委員会
5. 予算委員会 6. 学年委員会 7. 学年集会 8. 専門委員会

第20条 学級代表委員会又は、中央委員会の決議により必要に応じて、次の特別委員会を設けることが出来る。

1. 選挙管理委員会 2. 選挙対策委員会 3. 規則改正委員会 4. その他

第21条 生徒総会

1. 生徒総会はこの会の最高議決機関であって、そのしなければならないことは、次のとおりである。

- (1) 事業の決定及びその報告。
- (2) 予算の決定及び決算の報告。
- (3) 会則の制定及び改正。
- (4) 役員の承認及び解任。
- (5) その他目的達成に必要な事項の決定及び承認。

2. 生徒総会の議長はそのつど役員外より選出する。役員は議決権を持たない。

3. 定期総会は年1回会長が招集する。

臨時総会は、学級代表委員会、及び中央委員会が必要と認めた時、会長が招集する。

第22条 本部会

1. 生徒会活動を把握し、より活発になるよう援助する。
2. 本会は生徒会役員で組織される。

第23条 学級代表委員会

1. 学校、学級の諸問題をとりあげ、対策を練り問題解決に努める。
2. この会は、生徒会役員と学級代表委員（委員長、副委員長）とで組織し、各学年、委員の互選により学年委員長1名、副委員長2名をおく。
3. 委員の任期は原則として、**前期は前期開始から終了まで、後期は後期開始から終了までとする。**
4. 委員長は会を代表し、会の運営をはかる。
5. 各学年委員長は中央委員会に出席し、活動案の提出、活動結果の報告などを行う。
6. この会は毎月定期的に開くことを原則とするが、必要に応じて臨時に開くことができる。

第24条 中央委員会

1. 本会は生徒総会に次ぐ議決機関で、生徒会活動の中核となり、その活動の企画、運営にあたる。
2. 本会は生徒会役員、各学年委員長、各専門委員会委員長をもって組織し、必要に応じて特別委員会長、その他を出席させることができる。
3. 本会は会長が必要と認めた時に開くことができる。
4. 委員の任期は4月1日より翌年3月31日とする。

第25条 予算委員会

生徒会役員、中央委員、各部活動部長の合同で開かれる予算審議会で、本会の予算の原案を立て総会に提出する。

## 第26条 学年委員会

各学年の生徒会役員と学級代表委員をもって組織し、学年独自の問題を解決していく場である。必要に応じ学年委員長が招集できる。

## 第27条 学年集会

学年委員会で必要と認めた時に開くことができる。運営は学年委員があたる。

## 第28条 専門委員会

1. 本会には次の専門委員会をおく。

- (1) 図書委員会 (2) 美化委員会 (3) 健康生活委員会
- (4) 放送委員会

2. 各委員会は各学級で選出された2名の委員で構成する。ただし、男女構成は各委員会に委ねる。

3. 各委員会は互選により委員長1名、副委員長2名、書記2名をおく。

4. 委員長は会を代表し、会の運営をはかり中央委員会に出席して活動案の提出、活動案の報告、中央委員会の報告などを行う。

5. 副委員長は委員長を助け、委員長事故のある時はその任務を代行する。

6. 各委員会の任務は次の通りとする。

(1) 図書委員会 新刊図書の紹介及び購入、図書室の管理と図書の整理。

(2) 美化委員会 校内環境の美化と清掃の徹底をはかる。

(3) 健康生活委員会 学校内の保健行事を計画し、保健衛生に関する仕事を行う。学校生活の安全、風紀活動の一翼を担う。

(4) 放送委員会 毎日の放送活動を通して生徒が自主的に活動できるようにする。

7. 任期は、**図書・美化・健康生活・放送は前期と後期で別とし、放送は通年とする。**

8. 委員長が3年生の場合、1・2年生の中から事前に選出された委員長代行が生徒会役員選挙終了翌日より委員長の一切の職務を代行するものとする。委員長代行は翌年も同一の委員会に所属することが望ましい。

9. 各委員会は毎月定期的に開くことを原則とするが、必要に応じて臨時に開くことができる。

10. 各委員会はその任務達成のため、毎年活動計画を作成し、中央委員会に提出しなければならない。

## 第29条 会議はすべてその構成員の3分の2以上の出席により成立し、その議決は出席者の過半数の賛成を必要とする。

## 第30条 各組織の会合には顧問の先生の出席のもと、指導助言、相談を受けるものとする。

### 第5章 会 計

## 第31条 本会の運営の経費は、会費、寄付金、事業収益金及び、その他をもってこれにあてる。

## 第32条 本会の経費は全て本会の発展のために支出されなければならない。

第33条 本会の会計年度は4月1日から、翌年の3月31日までとし、月額180円とする。

第34条 本会の予算は第26条により、総会にて承認をうける。

第35条 生徒会計の収支の監査は、顧問教師と会計監査が行う。

第36条 会計決算は年度末に行い、生徒総会において全会員に報告される。

## 第6章 生徒会役員選挙

第37条 この規則は生徒会会則第12条のもとづいて、つくられたものである。

第38条 選挙は高谷中学校生徒会が、民主的に運営されるために会員の自由意思で公正に行われなければならない。

第39条 生徒会役員の選挙権、被選挙権は、全員が平等にもつ。

第40条 選挙は毎年任期の満了日の前日までに行う。

第41条 選挙は各種別定員数の連記無記名投票とする。

第42条 選挙が正しく行われるために選挙管理委員会（以下委員会という）を設ける。

1. 委員会の委員は、各学級から選ばれた委員があたる。ただし立候補予定者は除外される
2. 委員は立候補したり、推薦責任者となることは出来ない。又選挙運動もしてはいけない。
3. 委員会は選挙日の3週間前より設けられ選挙終了後、選挙結果を報告して解散する。

第43条 委員会は選挙の公正な管理を行うため、次の仕事を行う。

1. 選挙の公示、立候補の受付、立候補者の公示。
2. 選挙公報の作成と配布。
3. 立会演説会や校内放送、学級訪問の計画。
4. 投票用紙の作成、投票箱、その他の準備。
5. 当選者の決定や、無効の場合の公示。
6. その他の必要事項。

第44条 選挙の公示は投票日の2週間以前に行い、公示後1週間以内に立候補者の受付を締切る。

第45条 立候補者がなく選挙が成立しない場合、委員会は選挙対策委員会を開き対策を練ることができる。

1. 対策委員会で練られた策は学級代表委員会におろされ、学級で善処しなければならない。
2. 対策委員会が開かれた場合、選挙日程は流動性をもつ。

第46条 立候補者の届け出はクラスの過半数の承認を得たのち、立候補者氏名、推薦者氏名、その他の必要事項を記入した指定の文書をもって委員会に提出する。

第47条 投票は全校一斉に行い立会人は委員会、生徒会指導の先生にお願いする。

第48条 開票は委員会が行い立会人は生徒会指導の先生にお願いする。

第49条 投票用紙は無効、有効を区別し、異議申立時間終了まで保存する。

次の投票は無効とする。

1. 正規の用紙を用いないもの。
2. 規定以上の人数を書いたもの。
3. 規定以外のものを書いたもの。
4. はっきりしないもの。

第50条 異議申立ては選挙日翌日中とし、文書をもって委員会に提出する。

第51条 当選者は各種別に投票数の多い者から決定し、同数ならば決選投票を行う。

第52条 立候補者が定員の時は信任投票を行う。信任投票の場合は過半数を必要とし満たない場合は再選を行う。

第53条 選挙運動は次の制限を守って行うことができる。

1. ポスター、文書、ビラ、腕章、たすきなどは委員会の決定にしたがう。
2. ポスターの内容には立候補者名、立候補種別、学年、組、推薦責任者名を必ず明記し、掲示前に委員に見せて承認を得ること。
3. ポスターの掲示場所は校舎内とし、細部は委員会の決定にしたがう。
4. 教室外での選挙運動は、正門または裏門の校舎敷地内で朝8時から8時10分の間できる。**また、帰りの会終了後最大30分までとする。**

第54条 選挙運動に違反した場合は原則として失格とし、その決定は委員会が行う。

第55条 補充選挙は以下に準じて行う。

1. 任期中に生徒会長が転校または解任されたときは、中央委員会を開き副会長の1名を出席者の過半数の賛成を得た後、生徒会長に昇格させる。
2. 第55条1の理由で欠員の生じた副会長を含め他の本部役員が転校、又は解任により欠員が生じた場合補充選挙を行うか欠員のまま運営するかは本部顧問教師が生徒会部会で話し合い決定する。

第56条 本部会役員選挙に伴い、学級代表委員、専門委員に欠席が出た時に本部会役員選挙終了後、最初の委員会までに補充のこと。

## 第7章 役員解任方法

第57条 役員の解任は生徒数の5分の2以上の署名申告が学級代表委員会に提出され、生徒総会にて過半数の同意を得た時に成立する。

## 第8章 部活動内規

第58条 会員は自由に部活動に参加する権利を有するが、活動の規則を守る義務を負う。

第59条 部活動は先輩、後輩が協力しあい、しかも規律正しく明るく充実した部にするよう努力しなければならない。

第60条 原則として2つ以上の部の入部は禁止する。

第61条 決められた練習時間を守る。

第62条 顧問の先生の不在の時の練習は原則として行わない。

第63条 定期テストの5日前からは諸活動を禁止する。

第64条 入部の際は所定の用紙を用い、保護者、担任の承認を得る。

第65条 退部の際は保護者、担任の承認を得る。

第66条 新たに部を作る時は、顧問の先生を必要とし、職員会議で許可が出た後、活動が出来る。ただし年度途中の場合は同好会として発足し、生徒会活動への参加は来年度からとする。

## 第9章 会則改正

第67条 本会則を改正するには、学級会を通し、学級代表委員会で過半数の賛成を得てその後中央委員会に提出され過半数の賛成を得て生徒総会にかけられる。

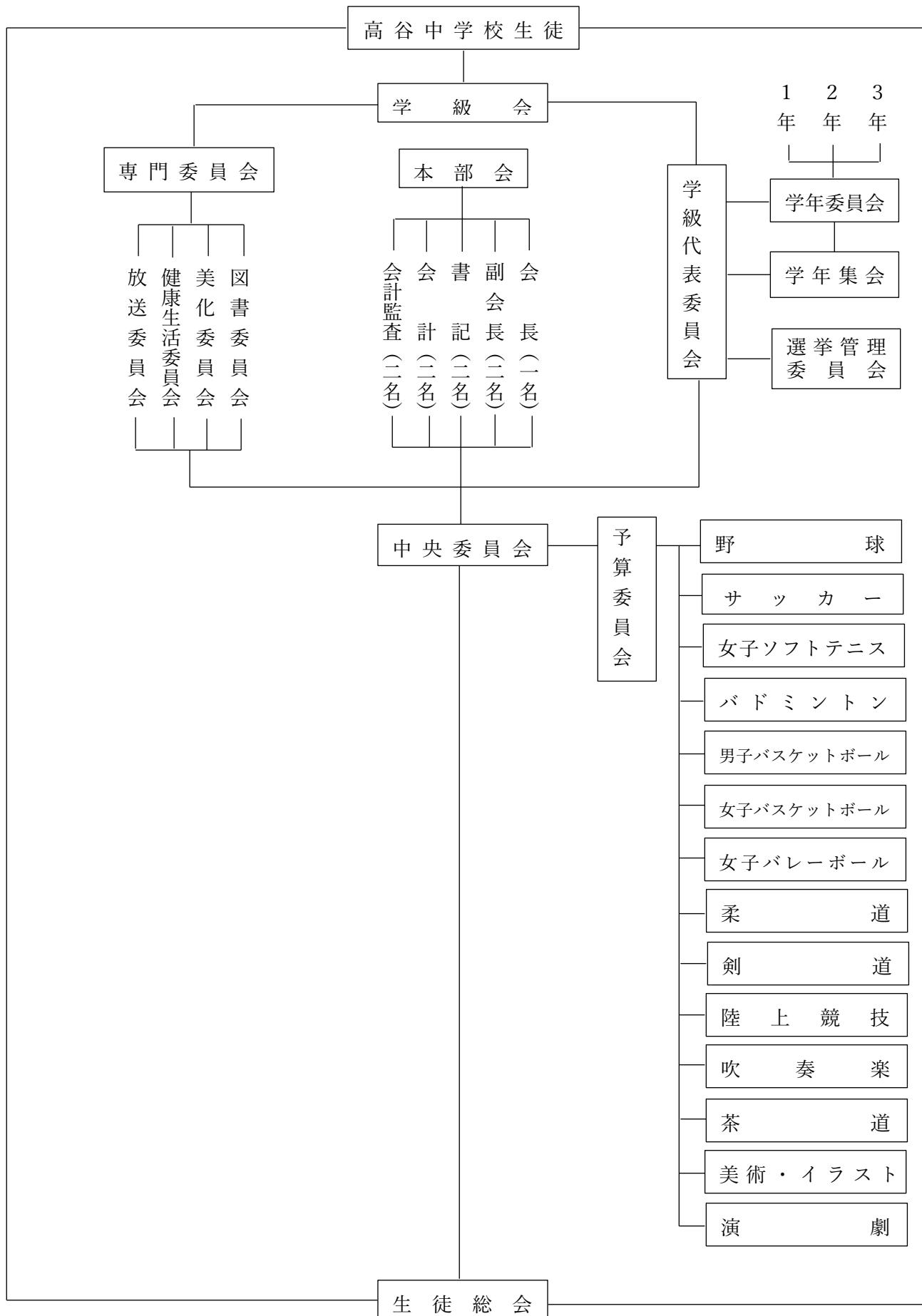
総会では過半数の承認により、成立するものとする。

なお改正にあたって規則改正委員会を設けることができる。

## 付 則

会則は生徒総会の承認を得た後、直ちに、その効力を発するものとする。

## 生徒会組織図



## 部（同好会）活動

部活動は、正課以外の時間に行う

1. 顧問教師、または、それに代わる教師が不在の時は活動できない。

2. 練習時間について

(1) 朝練習 7:00~8:00 (7:00以前に登校してはならない)

午後練習 帰りの会終了後～最終下校時刻の15分前まで

(2) 最終下校時刻

4月～9月	17:30
10月～3月	17:00

(3) 短縮日課の日の午後の部活動終了時刻は、2時間を目安とする。

給食がない日の午後の部活動は、各部で2時間以内に設定する。

3. 活動中止日について

(1) 中間・期末試験5日前から活動を中止する。

ただし、大会前などやむえない場合は、了承を得た上で1時間程度の活動とする。

(2) 毎週月曜日の朝練習。

(3) 毎週水曜日の午後練習。

4. 部室の利用について

(1) 部室、練習場、用具を愛護し、常に整理整頓につとめる。

(2) 部室とは、部活動に必要な用具を保管する場所である。着替え・食事・関係のない物などを置いたりしない。正しい利用を心がける。

5. 着替えは、各活動場所または体育館ギャラリーで行う。

6. 昼食について

(1) 昼食場所は各部、決められた場所とする。

(2) 昼食の買い出しは禁止する。弁当は必ず持参とし、忘れた場合は一度下校し家で昼食をとった後、再登校すること。(やむえない場合は登校時に買うこと)

(3) ビン・カン類の持ち込みは禁止とし、昼食で出たゴミは必ず持ち帰ること。ペットボトルは認めるが、必ず持ち帰ること。

7. 事故発生の場合は顧問教師に連絡し、適切な処置をとる。

8. その他

(1) 登下校の服装は制服とし、ジャージその他の着用は認めない。(休日の活動のみ、ジャージなど各部で定めた服装を許可する)

(2) 登下校中の飲食は絶対に禁止する。

9. 健全な活動を行い、以上に違反の部は、顧問教師の指示で活動を休止する。

活動に際して、みんなでルールを守り、  
気持ちのよい部活動にしよう

## 令和6年度日課表

月・金	
朝の会	8:15~ 8:20
1校時	8:30~ 9:20
2校時	9:30~10:20
3校時	10:30~11:20
4校時	11:30~12:20
給食	12:20~12:55
昼休み	12:55~13:15
5校時	13:20~14:10
6校時	14:20~15:10
清掃	15:10~15:27
帰りの会	15:30~15:35

火・木	
朝の会	8:15~ 8:20
1校時	8:30~ 9:20
2校時	9:30~10:20
3校時	10:30~11:20
4校時	11:30~12:20
給食	12:20~12:55
昼休み	12:55~13:15
5校時	13:20~14:10
6校時	14:20~15:10
帰りの会	15:15~15:20

水	
朝の会	8:15~ 8:20
1校時	8:30~ 9:20
2校時	9:30~10:20
3校時	10:30~11:20
4校時	11:30~12:20
給食	12:20~12:55
昼休み	12:55~13:15
5校時	13:20~14:10
清掃	14:10~14:30
帰りの会	14:30~14:35

※ 弁当持参日課は、給食時間を10分短縮し、以下10分ずつ繰り上がりります。

## 年間主要行事

4月	始業式 着任式 入学式
5月	オープンスクール スポーツフェスティバル
6月	前期中間テスト 修学旅行 生徒総会
7月	三者面談（全校） 終業式
9月	始業式 前期期末テスト
10月	オープンスクール 前期終業式 合唱祭 三者面談（3年）
11月	後期中間テスト
12月	三者面談（1・2年） 終業式
1月	始業式
2月	後期期末テスト 公立本検査
3月	予選会 保護者会 卒業式 修了式 離退任式

※1, 2年校外学習は、年度によって日程が変わります。

※変更が生じた場合には、ご連絡いたします。